

水資源と開発をめぐるロシア帝国権力と中央アジア南部定住地域

塩谷 哲史

ロシア帝国の中央アジア軍事征服とその南部定住地域における統治は、現地ムスリムに対する放置政策によって特徴づけられてきた。本報告は、20世紀初頭のアムダリヤ流域における統一的な水管理の試みをめぐる議論から、帝国権力による中央アジア南部定住地域の統治の限界について論じる。

1870年代前半にアムダリヤ流域に進出したロシア帝国は、1873年にブハラ、ヒヴァ両国と相次いで和平条約を締結してこれらを保護国化し、中央アジア南部定住地域にトルキスタン総督府と二つの保護国からなる統治体制を確立した。しかし1886年のトルキスタン地方統治規程では、同256条で住民が水資源を「慣習 *obychai*」により利用できると規定したのみであり、またヒヴァ・ハン国との和平条約には、両国の境界を形成すべきアムダリヤの水管理に関する規定はなかった。

1904–1905年の日露戦争の敗北と革命運動の高揚を受け、帝国再編を目指して1906年にストリピン改革が開始され、1906年オレンブルグ＝タシュケント鉄道が開通すると、帝国中央政府は土地整理農業総局を中心に植民地としてのトルキスタンの体系的な開発計画を立案し始めた。1912年には灌漑事業の振興、ロシア人入植の促進、綿花栽培の拡大による新たなトルキスタン創出の構想が出され、企業を灌漑事業に誘致し、同時に企業および現地民の水利用を規定するための法整備が試みられた。そしてアムダリヤの水資源を帝国政府が統一管理することを目指す基本原則の制定が試みられた。

水資源の管理と利用をめぐるこうした帝国権力による放置から統合へという動きの中で、ロシア領トルキスタン、ブハラ、ヒヴァ両国では企業家の灌漑事業への進出と、綿花を中心とした商品作物のプランテーション設立ブームが起きた。しかし1913年から1915年にかけて推進されたヒヴァ・ハン国領内のラウザーン農園の事例に見られるように、事業をめぐる帝国政府（中央政府とトルキスタン総督府）、企業家たち（サンクト・ペテルブルグとモスクワの銀行・繊維産業資本家）、現地政権（ヒヴァ・ハン国政権など）、現地遊牧・半定住集団（トルクメンなど）という主体間の駆け引きが展開され、結果としてこれらの計画は頓挫

していく。その背景では、改革に向けた税収確保とともに、ハン国の支配に包摂されなかった遊牧・半定住集団を服従させる目的で、灌漑事業・農園設立推進に積極的であったハン国政権と、国家による企業活動、水資源の管理を貫徹し、ハン国政権・企業家双方の利益を顧みない諸法を制定しようとする帝国政府の間で水利用をめぐる対立が生じていた。保護国化以来、アムダリヤのカスピ海への転流実現を目指してハン国内の灌漑事業に積極的であったロシア帝国政府と、一方で実現性への懐疑や資金・労働力の負担によりそうした事業に消極的であったハン国政権との政策の齟齬とは正反対な状況がここに見られる。結果として、1914年3月13日土地整理農業総局主導で大臣会議において承認された基本原則は、企業家たち、現地政権双方の水資源へのアクセスを厳しく制限する内容となり、灌漑事業は頓挫していく。今後は、ラウザーン農園以外の事例研究を重ねる必要があるだろう。ただし、1910年代に企業家たちが農園設立を計画した地域（フェルガナのナルン流域、飢餓草原、カルシ、ラウザーン運河周辺など）における大規模灌漑開発は、ソ連体制の成立以降に国家主導で実現していくことになる。

(筑波大学人文社会系)